



# 鳥取県公報

平成12年10月24日(火)  
第7226号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	家畜伝染病の発生（畜産課）.....	1
	土地改良事業の協議の適否の決定（3件）（耕地課）.....	1
	基本測量の実施（管理課）.....	3
	公共測量の終了（"）.....	3
	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可（都市計画課）.....	3
公 告	平成12年度林業改良指導員資格試験の合格者（林務課）.....	4
	生産事業者講習会の開催（森林保全課）.....	4
正 誤	平成12年9月18日付鳥取県公報第7215号中訂正.....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第587号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ－ネ病	牛	患 畜	1	東伯郡東伯町大字森藤138 - 1	平成12年10月12日

### 鳥取県告示第588号

江府町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業武庫地区農業用排水及び区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年10月25日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

江府町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第589号**

江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業下蚊屋地区区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年10月25日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

江府町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第590号**

日南町が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業阿毘緑地区農道整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年10月25日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

日南町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第591号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（特定地域高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成12年10月18日から同年12月22日まで
- 3 作業地域 米子市、東伯郡赤碓町、西伯郡岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町

**鳥取県告示第592号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（公共下水道平面図作成）
- 2 作業地域 岩美郡福部村大字細川地内
- 3 終了年月日 平成12年10月10日

**鳥取県告示第593号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間  
平成9年4月18日から平成14年3月31日まで
- 2 施行地区  
変更なし
- 3 事務所の所在地  
米子市西福原九丁目6 - 26
- 4 設立認可の年月日  
平成9年4月15日
- 5 事業年度  
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法  
事務所の掲示場及び米子市堀川北土地区画整理組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日

平成12年10月18日

## 公 告

平成12年9月28日に実施した平成12年度林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

澤 教 子 田 中 環 上 村 一 仁 有 元 正 彦 宮 本 智 司  
小長井 信 宏

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

### 2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成13年1月19日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 八頭郡河原町大字稲常113 鳥取県林業試験場

### 3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成13年1月9日（火）までに住所地を管轄する地方農林振興局を經由して知事に提出すること。

### 5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

筆記用具及び印章

正 誤

平成12年9月18日付鳥取県公報第7215号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から5	鳥取県規則第88号	鳥取県規則第89号

